

JIS

A 5350

強化プラスチック複合管

JIS A 5350-1991

(2001 確認)

平成**18**年 7月**20**日付け追補 あり

平成3年10月1日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 59. 9. 1 改正：平成 3. 10. 1 確認：平成 13. 7. 20
官 報 公 示：平成 13. 7. 23

原案作成協力者：強化プラスチック複合管協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 土木部会（部会長 西澤 紀昭）

この規格についての意見又は質問は、経済産業省 産業技術環境局標準課 産業基盤標準化推進室（☎100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

強化プラスチック複合管 A 5350-1991

(2001 確認)

Fiberglass reinforced plastic mortar pipes

1. 適用範囲 この規格は、主に水路に使用される強化プラスチック複合管（以下、管という。）について規定する。

備考 この規格の引用規格を、次に示す。

JIS K 6353 水道用ゴム

JIS K 6919 強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂

JIS R 3412 ガラスロービング

JIS S 6040 一般工作用接着剤

2. 用語の定義 この規格で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 内圧管 内圧と外圧に対して設計されているもの。
- (2) 外圧管 外圧に対して設計されているもの。
- (3) 基準たわみ量 外圧試験において、基準たわみ外圧を判定するときのたわみ量。
- (4) 基準たわみ外圧 外圧試験において基準たわみ量に達したときの荷重で、管の剛性を判定するもの。
- (5) 試験内圧 内圧管の内圧試験において管に漏水があってはならない内圧で、内圧強さを判定するもの。
- (6) 試験外圧 内圧管の外圧試験において外圧強さを判定するもの。
- (7) 破壊外圧 外圧管の外圧試験において外圧強さを判定するもの。
- (8) 管の有効長 管と管を接続したときの管の実用長さをいい、管の全長から受口の挿入代 (P) を差し引いた値。

3. 種類 管の種類は、内圧・外圧の別、強さ及び形状⁽¹⁾によって区分し、種類と呼び径の関係は、表1のとおりとする。

なお、形状におけるB形、C形及びT形は、フィラメントワインディング成形方法によるものに適用し、D形は、遠心力成形方法によるものに適用する。

注⁽¹⁾ 形状は、次のとおり区分する。

- (1) B形 継手部のゴム輪が、管の挿口部外面に接着剤によって、あらかじめ接着されている構造のもの。
- (2) C形 継手部のゴム輪が、管の受口部内面に接着剤によって、あらかじめ接着されている構造のもの。
- (3) D形 継手部のゴム輪が、管の受口部内面に設けられた溝に、あらかじめ装着されている構造のもの。
- (4) T形 継手部のゴム輪が、管の受口部内面に設けられた溝に、現場接合時に装着される構造のもの。